

日本における名誉教授制度の歴史的変遷と 現状に関する考察

南 部 広 孝

日本における名誉教授制度の歴史的変遷と 現状に関する考察

南部 広 孝*

はじめに

現在の大学制度は、西欧の中世大学を淵源として、その役割や機能を変容させつつ今日まで展開してきている。大学という制度自体は国民国家の普及とともに多くの国で受容されているが、運用に関わる具体的な状況を考えればすぐにわかるように、その下位にさまざまな制度を備えている。近代的な大学制度を受容した国々には、近代大学制度そのものは先発国の制度を模倣したとしても、下位制度の中には、近代大学制度の導入に伴って先発国の制度を模倣したものもあれば、その導入の際に当該社会における既存の制度体系とつなぎあわせるために必要とされて独自に作ったものもあると思われる。また、言うまでもないことだが、制度は一般に、いったんある形で作られても、運用されるのに伴って、さまざまな要因からその後目的や役割、要素、他の制度との関係などが変化することがある。本稿では、わが国の大学制度が備えている数多くの下位制度のうち、名誉教授に関する制度に注目する。この制度は、大学制度の中核に位置づけられるものではないが、それでも大学制度やそれをとりまく環境の変化を一定程度反映して変容してきたと考えられる。

名誉教授については現在、「学校教育法」で、「大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる」(第106条)と定められている。この規定からは、名誉教授が称号であることや、称号授与の要件等は各大学において定めるとされていることがわかる。一方で、大学によっては、名誉教授に対してある種の特典を与えているところもみられる。例えば、名古屋大学では「名誉教授の称号を授与された者は、学術研究のため本学所属の設備を利用することができる」とされているし¹⁾、滋賀大学では名誉教授の待遇として、(1) 身分証明書の交付、(2) 大学の記念行事、式典等への招待、(3) 大学概要、職員録等定期刊行物の贈呈、(4) その他各学部の実情に応じた、現職教員に準じた待遇の4点が定められている²⁾。また、2004(平成16)年に科学研究費補助金の応募資格が変更されて所定の条件を満たせば常勤の研究者以外でも応募することが可能となったが、翌年度の科研費申請から新たに追加された対象には名誉教授も含まれていた(日本学術振興会、2004、75頁)。このほか、大学によっては図書館の利用などについて名誉教授を利用者の1つの区分として明示して対応しているところもある。このように、大学によって状況は必ずしも同じではないものの、名誉教授は単なる称号であることを越えて位置づけられている側面も確認することができる。

* 京都大学大学院教育学研究科教授

以上をふまえて、本稿では、わが国における名誉教授制度を取り上げ、それがどのような変遷を経て今日の制度に至ったのか、また現在各国立大学でこの制度はどのように規定されているのかを検討することを通じて、わが国における名誉教授制度の展開と現状を明らかにすることを目的とする。本稿は、大学制度を構成する下位制度を取り上げる制度研究に位置づけられる。また、大学教員の養成や採用に焦点をあわせた研究はこれまで少なくない一方、退職後の処遇である名誉教授に着目し、その制度の変遷や規定内容を主たる対象として取り上げた研究は管見の限り見当たらない。したがって、本研究は、研究の空白の1つを埋める意義もあると考える。

本稿は次のような構成となっている。まず、わが国における名誉教授制度の導入から今日までの国レベルでの法令上の変遷についてまとめる（第1節）。続いて、国立大学を対象として名誉教授制度がどのような規定になっているのかを分析し（第2節）、最後に全体的な考察を行う（第3節）。本稿で用いる情報は、『官報』をはじめとする政府文書に掲載されている勅令や法規、各大学で刊行されている大学史（年史）、そして各大学がホームページで公開している名誉教授制度に関する規程や規則などである。

1. わが国における名誉教授制度の歴史の変遷

本節では、名誉教授制度の導入から今日までの変遷についてまとめる。この制度は、すぐに述べるようにまず帝国大学において導入され、それ以降今日まで存在し続けている。この間の制度変化をみると大きく、①帝国大学における導入期、②多様な機関への展開期、③戦後における統一的な制度枠組みの導入期という3つの時期に分けることができる。以下では、それぞれの時期における制度の変化を、主として勅令や法規にもとづいて整理するとともに、いくつかの大学を取り上げて制度の枠組みを具体的に確認する。

(1) 帝国大学における名誉教授制度の導入

名誉教授制度が法的に定められたのは、1893（明治26）年の「帝国大学令」改正（勅令第82号）においてだった。「帝国大学令」は1886（明治19）年に制定されており、このときの改正は、他の関連勅令とあわせて、大学の学内管理制度、教育研究組織、教官の身分待遇についての改革内容を含んでおり、「のちの大学法制の基本構造を決定した」ものであった（寺崎、1968、304-305頁）。このときに、名誉教授に関する規定が新たに盛り込まれた。具体的には、第13条として「帝国大学ニ功劳アリ又ハ学術上効績アル者ニ対シ勅旨ニ由リ又ハ文部大臣ノ奏宣ニ由リ名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ」が加えられたのである（『官報』第3036号、明治26年8月11日）。

このとき名誉教授の制度を導入した理由として、文部大臣（当時）の井上毅は、同年6月30日付の「請議」において、「教授ノ名称ハ学者ノ以テ榮トスル所ナレハ海外諸国ノ例ニ倣ヒ帝国大学ニ功劳アリ又ハ学術上効績アル者ニ名誉教授ノ名称ヲ与フルノ制ヲ設ケントス」と述べている³⁾。つまり、外国に制度があることをその理由として挙げているのである。ただし、同年の「帝国大学令」改正過程について検討した寺崎は、「この制度がなににより着想されたかは資料的には明らかでな

い」とする一方、「西欧大学制度への追従でもあったであろう」としている（寺崎，1968，385頁）。

この制度によって名誉教授の称号が初めて与えられたのは、外山正一で、1900（明治33）年3月のことだった。すなわち、同年3月7日付で、「帝国大学令第13条ニ依リ勅旨ヲ以テ東京帝国大学名誉教授ノ名称を授ク」とされた（『官報』第5002号，明治33年3月8日）。

もっとも、上記規定では名誉教授の授与は「勅旨」または「文部大臣の奏宣」によるとなっていたが、その前提として帝国大学でどのような手続きを行うのかについては、帝国大学令改正時点では明文化されなかった。例えば、東京帝国大学では「名誉教授の推薦については従来から評議会が行なってきた」（館，2015，194頁）。それが、1918（大正7）年になって名誉教授推薦手続きが評議会で議決され、1925（大正14）年には「名誉教授推薦内規」が制定された。後者の内規では、名誉教授の要件として「本学教授在職約式拾年以上ニシテ退官シタル者」、「本学ニ於ケル功勞著大ナル者」、「学术界ニ於ケル効績特ニ顕著ナル者」のいずれかに該当すること、助教授の在職年数はその半数を通算すること、4分の3以上の評議員が出席して出席者の4分の3以上の同意があれば推薦することなどが定められた（東京大学百年史編集委員会，1984，438-439頁）。

京都帝国大学においては、1907（明治40）年3月に木下広次、中沢岩太の両名に、また1913（大正2）年には菊池大麓、村岡範為の2名に名誉教授の授与が行われていたが（京都大学百年史編集委員会，2001，134頁），1921（大正10）年になって「名誉教授推薦内規」が制定された⁴⁾。この内規では、「満式十年以上本学ニ教授トシテ勤続シ（助教授在職年数ハ其半数トシテ之ヲ通算ス）タル者ニ対シテハ総長ハ評議会ノ議ヲ経テ之ヲ名誉教授ニ推薦ス」とされるとともに、「前項ニ該当セザル者ト雖トモ当該学部教授会ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ申請セラレタル者ハ総長ハ之ヲ評議会ニ諮リ其三分ノ二以上ノ賛成ヲ得テ名誉教授ニ推薦ス」とされた（京都大学百年史編集委員会，1999，322頁）。

九州帝国大学では、1911（明治44）年に大森治豊に対して、また1913（大正2）年には山川健次郎に対してそれぞれ名誉教授の称号が与えられていたが、1923（大正12）年に「名誉教授推薦内規」が制定されている。推薦の対象は「教授として本学に20年以上在職し功勞あるもの」、「教授在職20年未満であっても、功績特に顕著なもの」とし、総長または評議員が推薦して無記名投票が行われ、4分の3以上の評議員が出席して4分の3以上の賛成を得れば有効とされた。これにもとづき同年4月には3名を推薦し、6月には勅旨によりその3名に名誉教授の名称が授与された（九州大学創立五十年記念会，1967，269-270頁）。

東北帝国大学では、1938（昭和13）年に「名誉教授推薦内規」が制定されている。この内規では、「満二〇年以上東北帝大に教授として勤務した元教授で、東北帝大に対して功勞があり、学術上の功績ある者」、「元東北帝大教授でとくに大学に功勞があり、学術上の功績が認められる者」、それから「前任総長」が推薦の対象とされ、前二者については所属部局長からの申し出により総長が評議会の議を経て推薦すること、「前任総長」については現総長が評議会の議を経て推薦することとされた（東北大学百年史編集委員会，2007，300頁）。

(2) 他の高等教育機関における名誉教授制度

大正期に入ると、帝国大学以外の高等教育機関においても名誉教授の名称を授与することが認め

られるようになっていく。その過程は次の通りである。

1914（大正3）年には、勅令第124号において、「文部省直轄諸学校ノ教育ニ付功勞顯著ナル者ニハ文部大臣ノ奏薦ニ依リ名誉教授ノ名称ヲ与フルコトヲ得」とされ（『官報』第566号、大正3年6月20日）、名誉教授制度はまず、高等商業学校や東京工業学校、高等学校など文部省直轄諸学校へと拡大した。続く1915（大正4）年には、勅令第152号で「帝国大学名誉教授及文部省直轄諸学校名誉教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス」と定められ（『官報』第907号、大正4年8月10日）、名誉教授がたんなる榮譽的な称号ではなく、公の場で勅任官に相当する扱いを受ける公的な身分として位置づけられることになった。この点は、制度の性格に関する重要な規定である。

なお、1918（大正7）年には「大学令」（勅令第388号）が制定されている（『官報』第1903号、大正7年12月6日）。これによって、帝国大学以外に官公私立大学の設置が認められることになった。しかし、この大学令には、名誉教授に関する規定は盛り込まれなかった。

1920年代には官立大学等の官制が整えられ、名誉教授制度はそうした高等教育機関でも導入されていく。まず、1920（大正9）年に東京商科大学官制（勅令第71号）が制定され、その中で「東京商科大学ニ功勞アル者ニハ勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ」（第13条）と定められた。あわせて、「本令施行ノ際現ニ東京高等商業学校名誉教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ」とされた（『官報』第2297号、大正9年4月1日）。また、1922（大正11）年には官立医科大学官制（勅令第143号）が定められ、「官立医科大学ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニハ勅旨ニ依リ名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ」（第21条）とされた（『官報』号外、大正11年3月31日）。

それから1929（昭和4）年には、官立工業大学官制（勅令第36号）と官立文理科大学官制（勅令第37号）が定められた。前者では「官立工業大学ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニハ勅旨ニ依リ名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ」（第17条）と定められるとともに、「本令施行ノ際現ニ東京高等商業学校名誉教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ」とされた。後者でも同様に、「官立文理科大学ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニハ勅旨ニ依リ名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ」（第17条）との規定が盛り込まれた。同時に、東京商科大学官制が改正されて官立商業大学官制（勅令第38号）が定められた。この官制でも、改正前の官制と同様、名誉教授に関する規定（第20条）があった。同じとき、高等師範学校官制（勅令第39号）も定められたが、この中には名誉教授に関する規定は盛り込まれていなかった。ただし、同官制の制定とあわせて大正3年勅令第124号が改正されて（勅令第43号）、従来の「文部省直轄諸学校」が「高等師範学校又ハ文部省直轄諸学校」に改められ、それにもとづいて高等師範学校についても名誉教授の名称が与えられることになっている。さらに、大正4年勅令第152号も改正され（勅令第44号）、高等師範学校名誉教授についても勅任官待遇が与えられるようになった（『官報』号外、昭和4年4月1日）。

1930年代以降は、さらに多様な機関に名誉教授を授与することが認められるようになる。1931（昭和6）年には、勅令第19号により、「陸軍大学校、陸軍砲工学校若ハ陸軍士官学校又ハ海軍大学校、海軍兵学校、海軍機関学校若ハ海軍經理学校ノ教育ニ付功績顯著ナル者ニハ各陸軍大臣又ハ海軍大

臣ノ奏薦ニ依リ陸軍名誉教授又ハ海軍名誉教授ノ名称与フルコトヲ得」とされ、あわせて大正4年勅令第152号も改正されて（勅令第20号）、陸軍名誉教授、海軍名誉教授も勅任官待遇にするとされた（『官報』第1269号、昭和6年3月26日）。また同年9月には、勅令第234号として、「水産講習所ノ教育ニ付功績顕著ナル者ニハ農林大臣ノ奏薦ニ依リ名誉教授ノ名称与フルコトヲ得」とされ、やはり大正4年勅令第152号も改正されて（勅令第235号）、水産講習所名誉教授も勅任官待遇にするとされた（『官報』第1408号、昭和6年9月7日）。

1941（昭和16）年になると、勅令第785号により陸軍学校の対象が変更され、従来の「陸軍砲工学校若ハ陸軍士官学校」が「陸軍科学学校、陸軍士官学校、陸軍航空士官学校若ハ陸軍予科士官学校」に改められた（『官報』第4366号、昭和16年7月28日）。また、同年12月には、高等商船学校官制（勅令1146号）が制定されるとともに、勅令第1155号として「高等商船学校ノ教育ニ付功績顕著ナル者ニハ通信大臣ノ奏薦ニ依リ名誉教授ノ名称与フルコトヲ得」とされた（『官報』第4486号、昭和16年12月19日）。このように、1930年代から1940年代にかけては、文部省が管轄する以外のいくつかの学校においても所管大臣の「奏薦」によって名誉教授の名称が与えられるようになった。

1946（昭和21）年7月には、勅令第353号として、第二次世界大戦後における名誉教授制度の枠組みが示された。まず、「帝国大学又は官立若しくは公立の大学に、教育上功績のあった者又は学術上功績のあった者及び帝国大学又は官立大学若しくは公立の大学の予科又はこれらの大学の附属専門部、官立若しくは公立の高等学校若しくは専門学校又は官立教員養成諸学校に教育上功績のあった者には、文部大臣の奏薦により、夫々の学校又は大学予科若しくは大学附属専門部の名誉教授の名称を与へることができる。前項の名誉教授は一級官待遇とする」とされた。これにあわせて、帝国大学令の第13条が削除されるとともに、1914（大正3）年勅令第124号及び1915（大正4）年勅令第152号は廃止するとされた。また、水産講習所を対象とした1931（昭和6）年勅令第234号と、高等商船学校を対象とした1941（昭和16）年勅令第1155号にそれぞれ「前項ノ名誉教授ハ一級官待遇トス」を加えることとされた。そして、1946（昭和21）年4月1日時点で官立大学名誉教授の名称を有した者及び本勅令施行（同年7月5日）の際に、帝国大学、高等師範学校又はその他の文部省直轄諸学校の名誉教授の名称を有する者は、この勅令により、名誉教授の名称を与えられたものとする」とされた（『官報』第5842号、昭和21年7月6日）。

ここまで見てきたように、勅令で定められた名誉教授制度は帝国大学をはじめ官公立の教育機関のみに適用されてきたが、私立大学でも類似の制度が導入されていた。例えば、1902（明治35）年に東京専門学校から改称した早稲田大学では、1915（大正4）年に「名誉教職員規程」が制定されている。その中では「本大学の事業に従事し特殊の功労ある人を以て早稲田大学名誉教職員」とし、名誉教職員に対しては「其在職中と同一の礼遇を為す」とされた。そして、この規程制定とあわせて、高田早苗を名誉学長、市島謙吉を名誉理事、坪内雄蔵を名誉教授とすることが決定された（早稲田大学大学史編集所、1981、973-974頁）。また、慶應義塾大学では、1944（昭和19）年に「慶應義塾名誉教授規程」が定められた。この規程では、「慶應義塾に勤続すること久しきに亙り特に義塾に功労ある者には、名誉教授の名称を与ふるべし」とされた。そして、前年末に文学部教授を退任した川合貞一が、1月1日付で初めて名誉教授の称号が与えられ、4月1日には17名が名誉

教授となった。この規程は、1947（昭和22）年に改正されて、名誉教授は教授会の決議によって教授の職務を行うことが認められ、その場合には適当な報酬が与えられることとされた（慶應義塾、1964、427-429頁）。

(3) 新制大学における名誉教授制度

1947（昭和22）年には、新たな学校教育制度に関する総合的な法律として「学校教育法」が制定された。大学に関しては、目的、教育研究組織、入学と卒業、教職員、管理運営などが規定されたが、このとき名誉教授に関する規定は含まれなかった。

「学校教育法」が1950（昭和25）年に改正された際（法律第103号）、第68条の2として「大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる」との規定が新たに盛り込まれた。あわせて、「国立総合大学等の名誉教授に関する勅令」、「水産講習所の名誉教授に関する勅令」、「高等商船学校の名誉教授に関する勅令」が廃止となった。この条文が追加された理由は、「大学の名誉教授制度の実施について」（文部省大学学術局長通達、昭和25年4月19日）によれば、名誉教授は従来「国立及び公立の学校だけに設けられた制度」であり、「一級官の待遇を受け非常勤の国家公務員と考えられ」ていたが、「大学に教授、助教授等の教員として多年勤務し、教育上学術上の功績をあげた者に対して、本人の退職後その功労を顕彰する意味で当該大学が贈る榮譽的称号であると考えられ」るし、「これを身分と考えることは適当でなく又国公立を区別する必要も認められない」ことから、「当該大学の授与する榮譽的性質の称号として」規定すると説明されている。ここでは、名誉教授が「榮譽的称号」と説明されていることを確認しておきたい。同通達ではまた、従来の認定基準として「大学の場合は教官として20年以上（内一級官として10年以上）」、「高等専門学校の場合は校長、教授として25年以上（内一級官として校長は4年教授は8年以上）在勤又は専任教授として30年以上の在勤」といったそれまでの基準を示し、名誉教授の要件に関する認定基準は当該大学で定めることになるとするとともに、「新制度の場合もこのことは一応の基準となろう」と述べている。あわせて、名誉教授授与手続きは当該大学で定めた規定によることも確認されている。

これ以降、名誉教授制度は、「学校教育法」にもとづくという点で統一的な、しかし各大学で定められる制度として位置づけられることになった。また、「学校教育法」における規定として、私立大学も含めて制度の枠組みが示されたことは、これまでの展開からすれば、法的に定められた制度の適用される範囲がいつそう広がったとみることもできるだろう。

「学校教育法」の改正による名誉教授制度の変化を受けて、1950（昭和25）年7月に行われた国立大学長会議において、国立大学における名誉教授授与の標準が申し合わされ、各大学がその範囲内で規定を定めることになった。このときの申し合わせでは、勤務年数の標準は「その大学の教授として20年以上勤務した者を原則とする」とされ、学長として大学に対する顕著な功労があった者や学術上顕著な業績があった者はこれに満たなくてもよいとされるとともに、助教授の勤務年数はその2分の1、専任講師の勤務年数はその3分の1を通算してよいとされた（作道・江藤編、1975、866頁）。

「学校教育法」における名誉教授に関する条文はこの後、何度か修正されて現在に至っている。具体的には、対象者として「副学長」（1973（昭和48）年改正）と、「学部長」（1999（平成11）年改正）が加えられる一方、「大学に」が「当該大学に」と限定されるとともに、「多年勤務」が「勤務」とされるなど（2001（平成13）年改正）の修正が行われた（鈴木編，2016，971-972頁）。

個別大学の規定をみると、例えば東京大学では1964（昭和39）年に「東京大学名誉教授称号授与規則」が定められている。名誉教授の要件は、「本学の総長又は教授として在職約15年以上で退職したこと」、「本学における功労が大であること」、「学術上の功績が顕著であること」の3点とされ、助教授としての在職年数は2分の1を、専任講師としての在職年数は3分の1を超えない範囲で通算されるとされた。部局長から総長に名誉教授候補者の申し出があれば、評議員から選ばれた委員による選考委員会が構成され、その審査結果をうけて評議会で表決が行われることになっていた。そして、このときに1925（大正14）年の「名誉教授推薦内規」が廃止された（東京大学百年史編集委員会，1984，441-443頁）。

一方、京都大学では、1950（昭和25）年9月には「名誉教授称号授与規程」が制定されている。この規程では、勤務年数の標準が20年以上とされる一方、学長や教授として特に顕著な功績があった場合にはその限りではないこと、助教授の勤務年数はその2分の1、専任講師の勤務年数はその3分の1を加算することが定められた。また、名誉教授の授与を申請する場合には、当該部局長が構成員の3分の2以上の同意を得たうえで学長に内申し、評議会で3分の2以上の同意を得て名誉教授の称号授与の手続きをとることとされ、前任学長に対しては、3分の1以上の評議員の申し出により発議されることとされた。そして、このときにあわせて、1921（大正10）年に決定された「京都大学名誉教授推薦内規」が廃止された（京都大学百年史編集委員会，1999，324-325頁）。この規程は、1964（昭和39）年に改正され、勤務年数は従来通りとしたうえで、「教授の勤務年数が15年以上で停年により退職した者」は、名誉教授に選考され得ることになった（京都大学百年史編集委員会，1998，592頁）。

私立大学の例を1つだけ挙げると、早稲田大学では、1964（昭和39）年に「名誉教職員規程」が改正され、名誉教授の資格要件として教授在職20年以上であることが定められた。あわせて、それ以降の名誉教授には「在職中と同一の待遇」という恩典は与えられず、名誉教授は「純然な称号のみにとどまることになった」（早稲田大学大学史編集所，1997，215頁）。

なお、大学以外の機関でも名誉教授の称号授与が行われている。例えば、高等専門学校については「学校教育法」第123条により名誉教授に関する規定（第106条）が適用されることになっているし、短期大学でも名誉教授の称号授与が行われている。また、防衛大学校や防衛医科大学校⁵⁾、水産大学校、職業能力開発総合大学校といった大学校、それから大学改革支援・学位授与機構などでも、関連の規程や規則が定められ、名誉教授の称号が授与されている。

2. 国立大学における名誉教授制度の現状－規定の分析

次に、現在各大学が名誉教授制度をどのように定めているのかについて検討する。前節でも言及したように、1950（昭和25）年に「学校教育法」が改正されて名誉教授制度が大学に共通の制度に

なって以降、各大学では名誉教授の授与に関する規程または規則を制定するようになってきている。本節では、そうした各大学の規程や規則を収集したうえで、そこで何がどのように規定されているのかを分析した。

(1) 使用するデータ

分析の対象としたのは、2017年時点で存在している国立大学86校である。2017年8月11日から12日にかけて、これらの大学のホームページにある規程集または規則集などを確認して、名誉教授の称号授与に関する規程や規則を収集した。ホームページで規程や規則が確認できない大学があったため、最終的には73校の規程や規則が対象となった。対象を国立大学に限定したのは、すでに述べたように、1950（昭和25）年に「学校教育法」が改正されて名誉教授制度が改めて法的に規定された際に国立大学では申し合わせが行われたため、国立大学間では一定の共通性が想定される一方、この制度はあくまでも各大学が設計することになっているので、そうした共通性を基礎としながらも大学ごとの相違が存在することが考えられるからである。

収集し分析の対象としたのは各大学で「称号授与規程」や「称号授与規則」などとして制定されている規程や規則である。関連の細則や申し合わせなどが定められている大学もあるが、それらは網羅的に収集することが困難なため、分析の対象に含めないことにした。大学によっては、下記の分析内容に関する規定が対象とした規程や規則にはみられなくても細則や申し合わせにはあるという場合があるかもしれないが、ここではあくまでも規程や規則のみを対象として分析を行った。

(2) 各大学における名誉教授称号授与に関する規定

それでは、各大学の規程や規則を対象として具体的な分析を行うことにする。ここで注目したのは、名誉教授称号授与の要件、称号授与の決定方法、称号取り消し規定の有無、名誉教授に対する特典の有無の4点である。

まず、名誉教授の称号を授与する要件についてみてみよう。最も基本的な要件は、教育や学術の面で特に功績があったもので、当該大学で一定年数以上教授として在職したというものだが、規定の年数は大学によって違いがある。最も長い大学では20年（5大学）である一方、最短の規定は5年（4大学）で、平均は12.9年となっている（69大学）。例えば、帯広畜産大学では、教授として10年以上勤務した者で、「副学長、教授、准教授及び講師として通算20年以上勤務」している者が対象とされている⁶⁾。福岡教育大学では「講師より通算して20年以上の勤務をした者」という規定になっている⁷⁾。一方、東京芸術大学及び岐阜大学では、年数に関する規定がみられない⁸⁾。最も多くの大学が設定しているのは15年（30大学）で、10年（16大学）、7年（5大学）が続いている。

教授としての在職年数が具体的に規定されている69大学のうち、53大学は、当該大学における准教授や専任講師などとしての勤務年数を一定比率で換算して教授としての在職年数に加算する規定を設けている。これらの大学の多くは、教授としての在職年数を10年ないしそれ以上で設定しており、教授としての在職年数を12年以上で定めている大学はすべてこのような換算の措置が採られている。53大学における具体的な換算比率をみると、准教授については3分の2（27大学）、2分の1（18

大学)としている大学が多く、専任講師では2分の1(21大学)や3分の1(21大学)としている大学が多く、3分の2(7大学)がそれに続いている。こうした規定が設けられている大学のうち、38大学においては教授として一定年数勤務していることを条件にしている。最も多いのは5年以上(17大学)で、そのほか7年以上(9大学)、10年以上(4大学)などがみられる。他方で、15大学では前提となる教授としての在職年数が定められていない。

同時に、これら53大学のうち1大学を除く52大学では、当該大学以外の大学や短期大学などでの在職年数を一定比率で換算して教授としての在職年数に加算する規定を設けている。当該大学における職階の換算比率と同様の比率を適用している大学もあれば、それよりも小さい比率だけを規定している大学もある。例えば、鳥取大学では「本学及び本学以外の大学(短期大学を除く。)に教授年数換算として通算20年以上在職」していることを名誉教授称号授与の要件と定めている。同大学では、当該大学か他大学かにかかわらず、教授の在職年数はそのままとし、准教授としての在職年数は10分の8、講師としての在職年数は2分の1として換算できることになっている⁹⁾。

以上のような教授としての在職年数を基準とした要件のほか、学長や総長として特に功績のあった者という要件はすべての大学でみられ、また、先に言及した教授としての在職年数には達しないものの功績が特に顕著であった者という要件も、ほとんどの大学(70大学)でみられる。ただ、後者の場合、およそ半数にあたる37大学ではそれに「教授として」という条件がついているが、それ以外の大学では准教授や専任講師であってもかまわないことになっている。例えば、北海道大学では、「本学に、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞、日本芸術院賞の受賞者又はこれらの賞に相当する賞の受賞者」という規定が設けられている¹⁰⁾。

次に、称号授与がどのように決定されることになっているかについて整理する。対象とした73大学では、教授等の場合には基本的に部局からの推薦によって、全学組織で審議されることになっている。68大学では教育研究評議会を経ることになっているが、その役割には違いがある。すなわち、選考の主体という点に着目して整理すれば、28大学では教育研究評議会が選考を行うと規定されているのに対して、20大学では、教育研究評議会の「議を経て」、あるいは「同意を得て」、学長が選考を行うとされており、残りの20大学では教育研究評議会の「議を経て」、あるいは「同意を得て」授与するとのみ定められている。つまり、48大学では全学レベルで教育研究評議会または学長が選考を行うことになっている一方、20大学では全学レベルで選考を行うことが手続きとして明示されていない。なお、教育研究評議会以外の組織が関わることになっている5大学についてみると、長岡技術科学大学では教授会の意見を聴いて学長が選考を行うことになっており¹¹⁾、宮城教育大学では教授会が選考を行うとされ¹²⁾、豊橋技術科学大学では教授会の議を経て授与することになっている¹³⁾。京都工芸繊維大学では学長と理事によって構成される人事委員会の議を経て学長が選考と行うとされ¹⁴⁾、九州大学では役員会の議を経ることとされている¹⁵⁾。

さらに、73大学のうち40大学では、名誉教授の称号の取り消しに関する規定が設けられている。その条件は、例えば名古屋大学では、「名誉教授にふさわしくない行為を行った場合」と規定されている¹⁶⁾。帯広畜産大学ではやや具体的に、「名誉教授の称号を授与された者の行為により本学の

名誉又は社会的信用が損なわれたと認められるとき」と定められている¹⁷⁾。一方で、半数近い33大学の規程や規則には、取り消しに関する規定が含まれていない。いったん授与された名誉教授の称号の取り消しを規定するかどうかは、東京帝国大学で1900（明治33）年に「帝国大学名誉教授ニ関スル勅令私案」が協議された際に、原案にあった取り消し規定（第4条）に対して「必要ナキニ付削ルコトス」と削除が提案されたように（東京大学百年史編集委員会，1984，437頁）、制度導入の初期から論点の1つになっている。

それから、分析の対象としたのは主として名誉教授称号授与の要件や手続きについて定めた規程や規則であるが、こうした規程・規則の中に特典を明記している大学が7校ある。名古屋大学及び滋賀大学における特典の内容についてはすでに述べた通りであり、それ以外の大学のうち、東京学芸大学や東京農工大学、愛知教育大学、九州工業大学の4校では、「必要に応じ」や「学術研究のため」といった条件がつくこともあるが、施設や設備器具の利用が認められている¹⁸⁾。お茶の水女子大学ではより限定的に、「特別の事情がある場合に限り、当該学科等の研究室の一部を支障のない範囲内で提供することができる」と定められている¹⁹⁾。

3. 考察

ここまで、わが国における名誉教授制度の歴史的な変遷と各大学での規定状況について検討してきた。明らかになったことを簡潔にまとめると、次のようになる。

歴史的にみると、まずは制度の適用される対象が徐々に拡大してきたことが確認できる。名誉教授制度が最初に導入されたのは1893（明治26）年の帝国大学であり、1910年代に文部省直轄諸学校へ、そして1920年代にはそれが昇格した官立大学へと拡大した後、1930年代からは文部省が管轄する以外の学校へも広がった。この間、1918（大正7）年の「大学令」によって私立大学の設置が正式に認められるようになったが、私立大学における名誉教授の制度は、実態として導入されてはいても、国の制度としては位置づけられなかった。1950（昭和25）年からは「学校教育法」に規定が盛り込まれることによって、名誉教授制度はすべての大学をカバーするものとなった。現在では、大学のみならず、短期大学や高等専門学校、さらには大学校や大学改革支援・学位授与機構などでも名誉教授の称号が授与されるようになっている。

もう1つ指摘できるのは、名誉教授の性格の変化である。制度導入当初における名誉教授の性格は必ずしもはっきりしないが、1915（大正4）年に勅任官待遇とされることで、「非常勤の国家公務員」というような身分として位置づけられることになった。1950（昭和25）年に「学校教育法」で規定されるときには、名誉教授はそれまでのような一種の身分としてではなく、「本人の退職後その功労を顕彰する」「榮譽的称号」であることが強調された。

これに加えて、称号授与の基準や手続きが大学によって定められてきたことも明らかになった。1950（昭和25）年の「学校教育法」で「当該大学の定めるところにより」とあったように、今日の制度的枠組みでは大学ごとに定めること自体が法的に規定されているが、それ以前の時期においても同様であった。すなわち、制度導入当初についてはやはり不明ではあるが、1910年代以降推薦の

手続きが明文化されたときでも、それは大学を単位として定められてきたのである。

一方、現在国立大学で定められている規程や規則を検討すると、名誉教授称号授与の要件や授与手続きなどが大学によって多様な状況にあることが明らかになった。教授としての在職年数に関しては、年数の規定がない大学から最長の20年を求める大学まであり、また規定の年数の長い大学の多くは、当該大学及び他大学などでの教員在職年数を一定比率で換算する措置を設けていた。授与決定の手続きについても、教育研究評議会と学長や総長の役割を中心にいくつかのパターンがみられた。このほか、半数強の大学では一定条件のもとで称号の取り消しを行う規定があり、一部の大学では名誉教授に対する特典が明記されていた。このような多様化状況は、1950（昭和25）年に「学校教育法」改正された際、同年4月の文部省大学学術局長通達の中で従来の認定基準を示したうえで「新制度の場合もこのことは一応の基準となろう」と述べられ、また同年7月の国立大学長会議において国立大学における名誉教授授与の標準が申し合わされていたことをふまえると、意外な印象を受ける。同時に、このことは、名誉教授のような中核的ではない制度であっても、各大学の個別の状況にもとづいてそれに整合的なものに変容してきていることを示唆していると考えられる。

このように、わが国の名誉教授制度は、1893（明治26）年の導入以降対象となる機関の範囲を拡大させる一方、各機関ではそれぞれの基準や手続きによって名誉教授称号授与が決められてきた。この傾向は今日まで継続しており、制度は大学によって多様に作られているのである。

おわりに

わが国の名誉教授制度は、海外諸国に例があるという理由から、すなわち先発国の制度の模倣という形で導入されたが、その後はわが国の高等教育制度の変化に伴って制度を適用する範囲や、授与される名誉教授の性格を変えてきた。同時に、称号授与の基準や手続きは基本的に各大学において定められるという形式は一貫して維持されてきた。その結果として現在、同じ国立大学であっても制度の形式には一定の多様性が認められた。大学制度の中で中核的だとは言えない名誉教授制度についてもこのような多様性が存在することは、個々の大学をとりまく条件が、程度に違いはあるとしても、下位のさまざまな制度に影響を与えていることを示している。

他方で、制度の規定と実態との間に違いがありうるのは周知のことだが、本稿では、大学によって異なる制度が実態としてどのように運用されているのかについては検討できなかった。この点は今後追究すべき課題として残されている。付言すれば、名誉教授の称号はいったん授与されれば大学名を付して終身的に用いられることから、各大学にとって名誉教授は重要な人的資源とみなすこともできるはずである。したがって、大学の持つ資源が必ずしも十分とは言えない中で、どのようにすれば当該大学の教育研究にさらなる貢献をしてもらえるのかという観点から名誉教授のあり方を検討することも必要であるように思われる。

【注】

- 1) 「名古屋大学名誉教授称号授与規程」(<http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/act/frame/frame110000199.htm>) <2017年8月11日アクセス>。
- 2) 「国立大学法人滋賀大学名誉教授称号授与規程」(http://www.shiga-u.ac.jp/kitei/reiki_honbun/au03403431.html) <2017年8月11日アクセス>。
- 3) 井上毅「請議」『公文類聚』第十七編・明治二十六年・第十二巻・官職六・官制六・官制六（文部省～府県），国立公文書館デジタルアーカイブ（<https://www.digital.archives.go.jp/>）<2017年7月30日アクセス>。
- 4) 京都大学百年史編集委員会（1998）では，この「名誉教授推薦内規」の制定への言及にあたって「停年制導入に先立ち」との表現が付されている（京都大学百年史編集委員会，1998，297頁）。この記述は，教授の停年制の導入と名誉教授制度における推薦手続きの明確化が関連していたことを示唆していると考えられるが，本稿ではこの点には立ち入らない。
- 5) 防衛大学校及び防衛医科大学校における名誉教授の称号授与については，「防衛大学校名誉教授及び防衛医科大学校名誉教授の称号授与に関する訓令」（防衛庁訓令第2号，1981（昭和56）年）が出されている（同訓令は，防衛省・自衛隊「訓令等の検索（訓令・達・通達等・告示）」（http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_web/）<2017年8月12日アクセス>で検索して入手した）。この訓令の附則において「防衛大学校名誉教授の称号授与に関する訓令」（昭和39年防衛庁訓令第34号）が廃止されていることから，防衛医科大学校における名誉教授称号授与はこのときに導入されたと推察される。
- 6) 「国立大学法人帯広畜産大学名誉教授の称号授与規程」(<http://www.obihiro.ac.jp/~joureisv/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000111.htm>) <2017年8月11日アクセス>。
- 7) 「国立大学法人福岡教育大学名誉教授称号授与規程」(<http://ww1.fukuoka-edu.ac.jp/kitei/act/frame/frame110000092.htm>) <2017年8月11日アクセス>。
- 8) 「東京藝術大学名誉教授称号授与規則」(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20150326_092.pdf) <2017年8月11日アクセス>。「岐阜大学名誉教授規程」(https://www1.gifu-u.ac.jp/~kisoku/pdf/106060_2.pdf) <2017年8月11日アクセス>。
- 9) 「鳥取大学名誉教授称号授与規程」(http://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000317.html) <2017年8月11日アクセス>。
- 10) 「北海道大学名誉教授称号授与規程」(http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000277.html) <2017年8月11日アクセス>。
- 11) 「国立大学法人長岡技術科学大学名誉教授称号授与規則」(http://www.nagaokaut.ac.jp/j/annai/reiki_honbun/x891RG00000108.html) <2017年8月11日アクセス>。
- 12) 「宮城教育大学名誉教授称号授与規程」(<http://www.miyakyo-u.ac.jp/su/regulation/kiteis/index.html>) <2017年8月11日アクセス>。
- 13) 「豊橋技術科学大学名誉教授称号授与規程」(<http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/186.html>) <2017

年8月11日アクセス>。

- 14) 「京都工芸繊維大学名誉教授称号授与規則」(<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000072.htm>) <2017年8月11日アクセス>。
- 15) 「九州大学名誉教授授与規則」(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/560/1/2004kisoku078.pdf>) <2017年8月11日アクセス>。
- 16) 前掲「名古屋大学名誉教授称号授与規程」。
- 17) 前掲「国立大学法人帯広畜産大学名誉教授の称号授与規程」。
- 18) 「東京学芸大学名誉教授称号授与規程」(<http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/s50tei050012.html>) <2017年8月11日アクセス>。
「東京農工大学名誉教授称号授与規程」(<http://web.tuat.ac.jp/~kitei/act/frame/frame110000104.htm>) <2017年8月11日アクセス>。
「愛知教育大学名誉教授称号授与規程」(<https://www.aue-kitei.jp/doc/aukitei/listall.html#>) <2017年8月11日アクセス>。
「九州工業大学名誉教授称号授与規則」(<https://db.jimu.kyutech.ac.jp/cgi-bin/cbdb/db.cgi?page=DBRecord&did=206&qid=all&vid=24&rid=74&Head=240&hid=161135&sid=6&rev=1&ssid=3-3112-26632-g70>) <2017年8月11日アクセス>。
- 19) 「国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授に関する規則」(http://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000127.html) <2017年8月11日アクセス>。

【参考文献】

- 九州大学創立五十周年記念会編 (1967) 『九州大学五十年史』九州大学創立五十周年記念会。
- 京都大学百年史編集委員会編 (1998) 『京都大学百年史 総説編』京都大学後援会。
- 京都大学百年史編集委員会編 (1999) 『京都大学百年史 資料編1』京都大学後援会。
- 京都大学百年史編集委員会編 (2001) 『京都大学百年史 資料編3』京都大学後援会。
- 慶應義塾 (1964) 『慶應義塾百年史 中巻 (後)』慶應義塾。
- 作道好男・江藤武人編 (1975) 『一橋大学百年史』財界評論新社。
- 鈴木勲編 (2016) 『逐条 学校教育法<第8次改訂版>』学陽書房。
- 舘昭 (2015) 『東京帝国大学の真実—日本近代大学形成の検証と洞察』東信堂。
- 寺崎昌男 (1968) 「高等教育」海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会, 299-488頁。
- 東京大学百年史編集委員会編 (1984) 『東京大学百年史 資料一』東京大学出版会。
- 東北大学百年史編集委員会編 (2007) 『東北大学百年史— 通史—』財団法人東北大学研究教育振興財団。
- 日本学術振興会 (2004) 「よくある質問 (Q&A)」『学術月報』Vol.57, No.10, 72-80頁。
- 早稲田大学大学史編集所編 (1981) 『早稲田大学百年史 第二巻』早稲田大学出版部。
- 早稲田大学大学史編集所編 (1997) 『早稲田大学百年史 第五巻』早稲田大学出版部。

A Study on the Historical Change and Current Situation of Professor Emeritus System in Japan

Hiroataka NANBU*

This article analyzes the historical change and current situation of the professor emeritus system in Japan. A professor emeritus system cannot be one of the core sub-systems which plays an important role in university, but assumed that any sub-system in university, including the professor emeritus system, undergoes influence of changes in the external condition.

Historically, the professor emeritus system was introduced for the first time in the Imperial University in 1893. It was emphasized that Japanese universities needed it because there were professor emeritus systems in foreign countries. The system has been introduced in the specialized schools administered by the Ministry of Education in 1910's and in national and public universities in the 1920's. It was expanded to some schools in the non-educational section after the 1930's. From the beginning of its introduction to the end of 1940's, the title professor emeritus had the status of a "part-time government officer".

By 1950 all national, public, and private universities had introduced the professor emeritus system on the basis of the School Education Law. Since then the title professor emeritus has been regarded as a just title, and every university has had regulations on it, including the condition and process of conferring the title. As a result of analyzing current regulations on the professor emeritus system in national universities, it is clear that each university has original rules. For example, only five years of work experience as professor in that university is needed in some universities, and in some others twenty years work experience as professor, associate professor, as well as lecturer is needed.

* Professor, Graduate School of Education, Kyoto University